

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和62年11月1日に、資格喪失日に係る記録を63年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、62年11月は13万4,000円、同年12月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月1日から63年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和62年12月及び63年1月分の給与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する昭和62年12月及び63年1月の給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記給与明細書における保険料控除額から、昭和62年11月は13万4,000円、報酬月額から、同年12月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間における、当該事業所のオンライン記録の被保険者縦覧照会回答票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 62 年 11 月及び同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成22年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得時に決定された標準報酬月額（12万6,000円）に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月30日から同年10月1日まで

A社に平成22年9月30日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書によると、同年同月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成22年9月30日から同年10月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記の申立期間において適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の相違につ

いて申し立てしているところ、申立期間については、申立人の所持する給与明細書、源泉徴収票及び雇用保険の記録から、申立人は、平成 22 年 9 月 30 日まで同社に継続して勤務し、同社における厚生年金保険被保険者資格取得時（同年 7 月 1 日）に決定された標準報酬月額（12 万 6,000 円）に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における資格喪失日は、平成 22 年 10 月 1 日であると認められ、申立期間の標準報酬月額を 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 30 日から同年 10 月 25 日まで
昭和 55 年 8 月から A 社 (現在は、B 社) に勤務し給与から厚生年金保険料が控除されているが、被保険者記録は同年 10 月 25 日からとされている。同年 8 月の給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 8 月と記載された給与明細書を A 社のものであるとして提出し、同年同月から当該事業所に勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録によると、当該事業所における資格取得日は同年 10 月 25 日であり、これは厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している上、当該事業所は申立期間当時の関係資料を保管しておらず、複数の元同僚も申立人の詳しい勤務期間を記憶していないため、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人から提出された上記の昭和 55 年 8 月の給与明細書において 1 か月分と考えられる給与額が記載され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、i) 社会保険事務所 (当時) の厚生年金保険被保険者記録によると、申立人が申立期間の直前に勤務していた C 社の被保険者資格喪失日は同年 8 月 30 日であり、雇用保険の記録においても同社の離職日が同年同月 31 日であること、ii) C 社の元取締役は、「申立人が所持している給与明細書は当社のものである。当該給与明細書の筆跡は当社の元代表取締役のものに間違いはない。」と証言していることから、当該給与明細書は、A 社のものではなく、C 社のものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月29日から36年4月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録を調べていたところ、A社における厚生年金保険の被保険者記録がおかしいことに気付いた。

資格喪失日が昭和35年6月29日とされているが、A社には40年9月まで継続して勤務していた。

申立期間当時、約1年近くも無年金状態が続いていたとは考え難いので、喪失日を国民年金の被保険者となった昭和36年4月1日に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年12月20日付けでB社が発行したC工事における身分証明書を所持しているところ、当該工事の現場責任者は、「A社は、C工事のD工事を施工していた会社である。」と証言していること、及び当該身分証明書における申立人の住所は、当時のA社代表取締役の所有地であることが不動産登記簿で確認できることから、申立人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後においても、当該事業所関連の仕事に従事するなど、当該事業所との関わりがあったと推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人はEであったところ、元同僚は、「一人前の職人になるまでは会社で修行し、その後、Fとなって請負で働いた。」と証言している上、A社には、雇用契約ではなく請負契約で働くEが多く存在したとの証言があることから、当該事業所においては、修行中は雇用契約、職人となった後は請負契約としていたことがうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和33年8月1日に資格を取得し、35年6月29日に資格を喪失しており、当該資格記録はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人の被保険者資格喪失日について、遡及訂正等の不自然な事務処理が行われた形跡は無い。

さらに、申立人は、「国民年金の被保険者となった昭和36年4月1日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日である。」として申立てをしているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は国民年金法の準備期間の始期である35年10月1日とされていることから、当該時点においては、厚生年金保険被保険者資格を喪失していたと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 6 月 1 日まで
平成元年 10 月 1 日に A 社に入社し、その後、同じ場所に設立された B 社（現在は、C 社）に移り、現在も継続して勤務しているが、厚生年金保険の記録では A 社の記録が無い。
申立期間当時、一緒に働いていた同僚には A 社の厚生年金保険の記録が有るのに、私の記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことはいくつかのものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、申立人は、申立期間に含まれる平成 2 年 4 月 1 日から C 社において雇用保険の被保険者となっていることが確認できるが、申立人の A 社における雇用保険の記録は確認できない。

さらに、A 社の取締役が C 社を設立した際、複数の従業員が A 社から C 社に移籍しているところ、C 社の事業主（元 A 社の取締役）は、「A 社においては、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったのではないかと。申立人は、A 社では厚生年金保険及び雇用保険に加入していなかったため、C 社では、厚生年金保険の適用事業所になる前に雇用保険のみ加入させたのだと思う。」と証言している。

加えて、A 社は既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月頃から41年3月頃まで
昭和38年8月頃から41年3月頃までA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの申立人がA社の仕事に従事していたことは推認できる。

しかし、申立人を記憶している複数の元同僚は、「申立人は、A社の下請として仕事をする者であり、当該事業所の正社員ではなかった。正社員ではない者は、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、申立人が元同僚として名前を挙げているBであった者についても当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、「申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管しているが、同届出に申立人の名前は見当たらない。」と回答している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間における健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。